

中野区教育委員会会議録

令和元年第23回定例会

令和元年8月23日

中野区教育委員会

令和元年第23回中野区教育委員会定例会

○日時

令和元年8月23日(金曜日)

開会 午前10時00分

閉会 午前10時40分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

○欠席委員

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

参事(子ども家庭支援担当) 小田 史子

子ども・教育政策課長 永田 純一

学校再編・地域連携担当課長 伊藤 廣昭

保育園・幼稚園課長 濱口 求

指導室長 宮崎 宏明

学校教育課長 石崎 公一

子ども教育施設課長 塚本 剛史

子ども特別支援課長 中村 誠

○書記

教育委員会係長 落合 麻理子

教育委員会係 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 田中 英一

○傍聴者数

8人

○議事日程

1 議決事件

(1) 第38号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正手続について

(2) 第39号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について

(3) 第40号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について

2 報告事項

(1) 事務局報告

①中野東中学校等複合施設の竣工予定時期について（子ども教育施設課）

○議事経過

午前10時00分開会

入野教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第23回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、田中委員にお願いいたします。

また、本日の議事はお手元に配付の議事日程のとおりでございます。

<議決事件>

入野教育長

それでは議事に入ります。

初めに議案審査に入ります。

議決事件、第38号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正手続について」を上程いたします。

それでは、提案の説明をお願いします。

指導室長

それでは、第38号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正手続について」、補足説明させていただきます。

改正理由の詳細につきましては、補足資料にあるとおりでございますが、わかりやすく補足して申し上げますと、地方公務員法の改正により、臨時的任用というものが、常時勤務を要する職員に欠員が生じた場合に厳格化され、その給与や勤務時間について常勤職員と同様とすることが、特別区人事厚生事務組合において確認されました。

一方、休暇につきましては、常勤職員に認められている範囲内において定めるとされたため、長年勤務した常勤職員に与えられるリフレッシュ休暇につきましては、臨時的任用職員に認められる特別休暇から除外することになりました。今回はこのことに伴う条例の一部改正でございます。

詳細は新旧対照表にございますとおりで、改正案の第17条の(1)が臨時的任用職員、(2)がこれまでの常勤職員となります。今回、本案を議決いただいた場合は、区議会第3回定例会に提出する予定でございます。

なお本改正の施行予定は、令和2年4月1日でございます。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

リフレッシュ休暇を削除するということでしたけれども、このリフレッシュ休暇というのは、具体的にはどういった内容なのでしょう。

指導室長

リフレッシュ休暇とは、職員が職業生活における一定の時期に、心身の活力を回復及び増進し、または自己啓発に努めることにより、公務能率の向上に資するため、勤務しないことが相当と認められる場合の休暇でございます。基本的には満 53 歳で引き続く 3 日間の休暇、それから満 43 歳で引き続く 2 日間の休暇ということで、長年勤められた方が気分転換や心身の増進を図るために、そういうものを付与されるというものでございますので、臨時的任用教員には少しなじまないものという判断でございます。

田中委員

わかりました。

入野教育長

ほかにごございますでしょうか。よろしいですか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 38 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

議決事件の第 2、第 39 号議案「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について」及び議決事件の第 3、第 40 号議案「中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について」を一括して上程いたします。

初めに事務局から提案の説明をお願いいたします。

指導室長

第 39 号議案、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例及び第 40 号議案、中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について、補足説明をさせ

ていただきます。

補足資料2にある二つの条例の一部改正手続きにつきましては、重なることが多いことから、あわせて説明させていただきます。

なお、後者の中野区立小学校及び中学校教育職員とは、いわゆる区費職員の任期付短時間勤務教員のことでございます。

前者、幼稚園教育職員の給与に関する条例につきましては、補足資料4にあるア、欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されることに伴うもの。イ、臨時的任用職員には、昇給に関する規定を適用しないことの二つが改正内容となります。

後者、小・中学校の教育職員の給与に関する条例につきましては、ア、欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されることに伴うもののみが改正内容となります。

改正内容アにつきましては、これまで幼稚園教育職員や任期付短時間勤務教員の欠格条項に入っていた成年被後見人及び被保佐人について、人権上の見地などから、最初の段階で一律に欠格とすることを見直すためです。もちろんこの後、競争試験や面接などの選考がありますので、当然そこで適性は見極められることとなります。

改正内容イの昇給に関する規定を臨時的任用職員に適用しない旨につきましては、臨時的任用職員は常勤職員に欠員が生じたときのみ臨時的に任用される職員であるため、昇給が想定されていないためです。イの改正が任期付短時間勤務教員で行われないのは、任期付短時間勤務教員は任期つきの職員であるため、現時点では昇給そのものが想定されていないこと、また週4日勤務ということで、常時勤務を要する職員とはならないため、常時勤務を要する臨時的任用職員に該当しないためです。

イの昇給に関する改正条例の施行予定は、令和2年4月1日ですが、アの欠格条項に関する改正条例の施行は、今年の12月14日に予定されているため、今回の教育委員会で本議案をご審議いただき、議決された場合は、区議会第3回定例会に提出いたします。

それでは、あわせてご審議のほど、よろしく願いいたします。

入野教育長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

欠格条項から成年被後見人を削除するということですが、これは採用時ということなのですか。

指導室長

採用時だけではなくて、そもそも全てこれに該当する場合はということになります。

田中委員

ということは、例えば既に教育職員として働いていらっしゃる方で、こうなった場合も、そういう場合はどういうことになるのでしょうか。

指導室長

ほかの分限処分とかと同じことになるとは思いますが、当然その勤務が続行できないということになりましたら、例えばこれが認められていて欠格条項から削除されていても、勤務が継続できないということになりましたら、分限処分として例えば休職とか職を失うということもあり得るということです。実際に例えば心身の故障が起こった職員については、休職等の措置などもございますし、そもそも欠格条項でございますので、職を失うこともあるのですが、ただ、そうなったからといって全て排除するものではないようにしようというものでございます。

入野教育長

ほかにご発言はございませんでしょうか。

渡邊委員

成年被後見人及び被保佐人というのは、この方が後見の対象になったと捉えていいわけですね。今まで自身では、保佐はまだいいと思うのだけれど、後見というのは結構な状態にはあるのではないかなと思うのですけれども、これは東京都というか国の規定で、そういう状況下になったとしても、これは欠格にならないから失職の対象にはなりませんという、そういう理解でよろしいのですか。

指導室長

先ほども申し上げましたとおり、一番のことはとにかく何かがあったからそれで即欠格にするのではなくて、一人一人をよく見ていって、その状況に応じて判断していこうということだと思います。

ですので、当然、今おっしゃったようなこともあるのですけれども、職務が遂行できないとか、選考の段階でその方がどうしてもこの職務は難しいということになりましたら、ほかの基準で採用されないとか、そういうことが起こってくるということでございます。個人個人を単なる、何かがあったから最初からだめだよとか、即退職だよということは見ないで、しっかり見ていこうという、そういう趣旨だと思っております。

入野教育長

ほかにご発言はございませんでしょうか。

小林委員

本審議とは直接のかかわりではないのですけれども、区費の幼稚園の教育職員や小・中学校における任期付短時間勤務の教員にかかわっては、非常に中野区の教育を支える重要な働きをしていると思うわけですから、現状においてどのような状況にあるのか、今教育委員会がつかんでいる範囲の中で、その働きの状況を教えていただければありがたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

指導室長

まず幼稚園のほうの臨時的任用職員につきましては、何らかのことで常勤教員が勤務できないところに張られているような教員で、今まではどちらかというと区の裁量でアルバイト的にすぐに採用することができたのですが、その方たちを、同じ仕事をしているのだから、常勤教員と同じ扱いにしていこうという旨で今回のことがあるのですけれども、今申し上げたとおり、常勤教員の代わりをされる方ですから、非常に献身的にどの幼稚園でもきちっと力になって働いてくださっていると聞いております。

任期付短時間教員につきましても、非常に学校の中では、もちろん学力向上のために充てられている職なのですけれども、週4日間、常勤教員と全く同じように勤務していただいているので、いろいろな意味で学力以外でもいろいろな場面で活躍されているということを知っています。現在3名、さまざまな理由で任期付短時間教員の欠員がいるのですけれども、このほど採用選考を、追加選考を行いまして、その欠員校には9月1日から張られる予定になっております。

以上です。

入野教育長

よろしいでしょうか。ほかにご発言がなければ質疑を終結したいと思います。

それでは、1件ずつ簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第39号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、上程中の第40号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<事務局報告事項>

入野教育長

続いて、報告事項に移ります。

議事としては特段予定しておりませんが、各委員から活動報告等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、私のほうから8月21日になかのZEROの西館で行われた、国際交流協会の夏休み子どもクラスの閉校式に出席いたしました。中野区では長年外国籍の子どもたちの日本語の学習に、中野区国際交流協会、ANICと言われていますが、に携わっていただいておりますが、今年も夏休みに、7月22日から8月21日までの12日間を集中クラスということで実施していただきました。この学習には中野区在住・在学の小学校1年生から中学校3年生までの31名が出席したとのことです。いつもお世話になっているのですが、対応していただいた日本語のボランティアの方も33名にのぼったということでございました。閉校式に先立ちまして、12日間の学習成果の発表、「やったね!の会」というのですけれども、が行われまして、26人の子どもたちがそれぞれにテーマを決めて、日本語のスピーチをいたしました。

7月に来日したというお子さまもいましたけれども、自分の好きなこととか楽しかったこととか、自国の学校と日本の学校との違いですとか、中学生になるとこれから頑張りたいこと、将来の夢、将来やりたいことなどを全員頑張ってスピーチできたようでございました。今後、今まで以上に外国籍の子どもたちの増加が予想されておりますので、教育委員会としても一人一人を取り残さない教育という意味でも、関係方面との連携を強化するとともに、また施策の見直しをしていければなと思っております。ご報告申し上げます。

以上でございます。

田中委員

今のことで、外国籍の子どもたちが増えているということなのですが、今、中野区全体の小・中学校で何名ぐらいいるかということをも、もし把握できていれば教えていただきたいと思っております。

学校教育課長

正確な数字はないのですが、大体小・中で40人ぐらいが今、調査をすると学校から上がってきている数でございます。

田中委員

そうすると、割合的にはどれぐらいになるのですか。

学校教育課長

外国籍の方の捉え方というのが、在日の方とかいろいろな方がいらっしゃるの、どの程度が本当に外国籍かというところまでは難しい数字なのですけれども、全体の小・中学生の数が1万2,000人ぐらいですので、そのうちの40人。

入野教育長

今、お話があったように、今の40人というのは、いわゆるというところで、そのほかにもいるかなと思います。ただ、今後増える予定とは聞いておりますので。

よろしいでしょうか。

小林委員

こういう機会ですので。私は本務校で教員採用にかかわって、学生に指導するという機会があります。東京都の場合には、教員採用試験が8月13日に第一次の合格発表がありました。明日から二次選考が始まるのですが、この間、学生たちに対してお盆の期間ですけれども、指導をずっと継続していたわけなのです。何をここで話したいかという、二次は主に模擬授業だとか、集団面接、個人面接などをやるわけですけれども、その練習をしている中で、しっかりと答えられる学生というのは、おおむねボランティアであるとか、さまざまな形で小学校や中学校に行ってそういった活動をしている。要するに教育現場に密着して、そういう中で活動してきた学生なのですね。それを見て思ったことは、これはある意味ではギブ・アンド・テイクの関係で、大学教員養成からすればそういった人材を育てていくと。逆にそういう学生が、ボランティアではありませんけれども、学校の中に入って、さまざま学校としても、こういう表現はどうかと思いますが、使い勝手よく子どもたちのために活動してもらおうと。これは非常に重要なことだと思うのです。本区でも私の前任校である目白大学とは協定を結んで、そういった教員免許を目指す学生たちに、1週間の実習期間を設けて活動させているということがありますが、やはり今後いろいろな意味で学生も含めて、リタイアした先生方を有効に活用するという、そういう試みもどんどん進んできています。特に部活動関係なんかもそうですけれども、やはり教員だけではなくていろいろな形で学校を開いて、そういった人材の交流をどんどん促進し

ていくというのは、非常に重要なことではないかなと感じたところです。

ぜひ、教育委員会事務局も柔軟な発想で、いろいろな人材を受け入れるということ。それから先ほど、外国人の子どもたちのことも話題に上がりましたがけれども、多くは言葉の壁というのがあると思うのですね。そうしたときに、そういう地域の人材をさらに、今でもかなり有効に活用していると思うのですけれども、どんどん促進していく体制というのが重要だと思いますので、ぜひそれぞれの部署で進めていただければありがたいなと思っています。

以上です。

入野教育長

ありがとうございました。国際交流協会もご存じのようにボランティアの方々のお力を借りて日本語指導を、子どもだけではなくて、大人の方々まで見ていただいておりますが、この学習会も午後は学生ボランティアさんも入っていただけているということで、本区においてもこれからいろいろな、区内に大学も幾つかありますので、連携を結んでいければなと思っています。よろしいですか。

それでは、事務局報告の第1、「中野東中学校等複合施設の竣工予定時期について」の報告をお願いいたします。

子ども教育施設課長

中野東中学校等複合施設の竣工予定時期について、ご報告いたします。

中野東中学校等複合施設は、旧第十中がございました位置において、現在建設工事を進めているところでございます。こうした中、来年のオリンピック・パラリンピックの開催を控えるなど、現在鉄骨造建築物の主要鋼材の部材の供給が追いついていない状況でございます。こちらの中野東中学校等複合施設の建設におきましても、必要な柱鉄骨の製造期間が長期化してございまして、結果、工期の変更が生じる見込みとなつてございました。

このたび工期に関しまして、工事事業者との協議が整いましたことから、中野東中学校等複合施設の竣工予定時期が明らかとなりましたので、ご報告するものでございます。

資料の1番、竣工までの予定でございます。令和3年8月に入りましたら、まずは中野東中学校の校舎部分のみを先行して引き渡しを受けます。そして夏休みとなる8月中に現在の中野東中学校から、こちらの新しい校舎へ引っ越し作業を行います。そして夏休み明けの9月1日には、中野東中学校新校舎の使用を開始するものでございます。中学校校舎以外の部分も含めました施設全体の竣工は、9月17日を予定してございます。グラウンド

の使用につきましては、9月17日からの利用ということで考えてございます。

なお中学校が使用開始される9月1日以降、9月17日までの間でございますが、こちらは一部作業を行うこととなりますが、授業等には支障が出ないように十分に配慮いたしまして、何よりも生徒の安全を第一に作業を進めてまいります。

資料2番、その他でございますが、当複合施設内に設置予定となっております「(仮称)総合子どもセンター」と図書館の利用開始時期、そして教育センターの移転時期につきましては、別途改めてご報告させていただく予定でございます。

報告は以上でございます。

入野教育長

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

これは以前に工期が延びるという話を伺っていて、4月に開校できないから9月だという話で、そのときの内容と今回の内容がまたさらに延期ということですのでけれども、校舎だけは引き渡せて、全部が引き渡せなくなったという話と捉えてよろしいですか。

子ども教育施設課長

こちらの施設に関しましては、当初より工期が延びるというご説明は差し上げていたところなのでけれども、今回の報告で初めて学校については夏休み明けからの使用ができるといったところで、協議が整ったというご報告になります。ですので、2段階で延びたとか、そういった内容ではないものをご了解いただければと思います。

渡邊委員

こういう場で言うことではないのかもしれませんが、仕方ないではなかなか通らないのではないかというのは、常に思っているのですよ。オリンピックがあろうがなかろうが、契約した以上、さらなる工期の延長というのは、やはりこれは学校現場としては認められない。そのあたりをやはり業者にもはっきり言っていただいて、先ほど2段階ではないということですのでけれども、やはり間に合わなかったなんていう話がないように、これはもうお願いとしか言いようがないのですけれども。このあたりはしっかりと進捗状況も煮詰めて、遅れているようだったら後になってから間に合いませんでしたなんていうことがないようにしていただきたいなと思っております。

これはお願いです。

入野教育長

ほかにご発言はございませんでしょうか。

小林委員

細かいことというか、大事なことだと思うのですが、今、グラウンドに関しては、校庭ですよね。これは9月17日ということで、一つはグラウンドだけではなくて外構工事というか、子どもたちの安全を考えたときにこれがどうなのか、それ以上延びるのか、グラウンドに加えて外構工事がすべて9月17日に完成するのか。

それからもう1点は、グラウンドは9月17日、校舎は9月1日からということですが、プールと体育館に関してはどうなのか。ここら辺を明確にしておいたほうがいいと思います。というのは教育課程上、保健体育の授業をする際に、やはり体育館とプールの使用というのがかなり大きなポイントになります。これもだめということになると、教育課程上大きな支障が出てくると思いますので、この辺のところをわかる範囲でお答えいただければありがたいと思います。

子ども教育施設課長

まず9月17日までの中で外構もというところがございますが、グラウンド、外構全て含めて9月17日までに完成する予定でございます。あとプール及び体育館につきましては、9月1日の中学校の使用開始の時点で、あわせて使用できる状況となっております。

小林委員

体育館とかプールというのは、かなり安全性が求められるところですので、これは8月当初に引き渡しがあると。9月の授業が始まるまでの間に、かなり安全箇所を点検したりとか、プールはさまざまな機械が正常に動くかどうかとか、そういったことをしっかりと進行管理していかないと、ありますからどうぞ使ってくださいでは済まないと思いますので、その辺もやはり事務局として、しっかりと通常の状態です使える形で9月1日を迎えるということは、これは細かいようではございますけれども非常に重要なことだと私は思っていますので、ぜひお願いしたいと思います。

田中委員

今のグラウンドに関してなのですけれども、9月1日から17日まで、グラウンドはもう全面使えないという状況なのでしょうか。

子ども教育施設課長

部分的に使用できる箇所はあるかとは思いますが、現時点で想定しておりますのは、や

はり生徒の安全等も含めて、基本的にはグラウンドには17日までの間は立ち入りできないような、そういったしつらえになるかと考えてございます。

田中委員

それだとすると、緊急時や何かに生徒たちが避難するような、そういったスペースはきちんと確保できているということでしょうか。

子ども教育施設課長

当然、避難の際には、グラウンドが暫定的にというか、そういったように利用できるように、そちらのほうはちゃんと調整をしたいと考えてございます。

入野教育長

よろしいでしょうか。これ以上工期が延びないようにということとか、安全性については今後ともしっかりとやっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、本報告は終了いたします。

その他事務局から報告はございますか。

学校教育課長

それでは、私から2点、今年度の海での体験事業の実施結果並びに軽井沢少年自然の家の休館について、口頭にてご報告をさせていただきます。

まず1点目、今年度の海での体験事業の実施結果でございます。今年度の海での体験事業につきましては、7月20日から8月5日まで、2泊3日を全8クール実施いたしまして、参加者は483人でした。会場は昨年同様、千葉県南房総市の岩井海岸です。今年度から対象学年を4年生まで拡大して実施いたしました。昨年の参加者は262人でしたので、今年度は昨年度に比べて倍近い子どもたちが広い海岸で、学校では味わえないプログラムを思い切り楽しんでいました。来年度以降につきましても、教育委員会事業としてふさわしい実施内容につきまして、さらに検討し、充実させていきたいと考えてございます。

続きまして2点目、軽井沢少年自然の家の休館についてでございます。軽井沢少年自然の家につきましては、今年10月31日から来年1月10日までの間、冷暖房設備及び屋外排水升の工事のため休館いたします。なお本件につきましては、ホームページに掲載するほか、9月5日のなかの区報で掲載し、周知してまいりたいと考えてございます。

私からの報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの2件の報告につきまして、ご質問、ご発言ございますでしょうか。

渡邊委員

海での体験事業は、初回るときから非常に注目をして見てきました。そういう意味では、今回 483 名の参加者ということで、非常に盛んになってきたということで、喜ばしく思っております。

今年度は 4 年生から対象にしたというのは、非常に効果的だったのではないかと。子どもたちにとってもいいことだったのではないかと、これはとても評価できるのではないかと。多少その年代でやるのがどうかという問題があっても、やはり 4 年生ぐらいでしっかりこういった形で参加できたのは、素晴らしいことだなと私自身は感じております。

先ほどから言っていたのですけれども、中野区の教育委員会が直接実施しているわけではございませんけれども、かかわっている以上、教育的意味を持った活動とか生活とか、そういったところにもやはりもう少し、以前の報告にもありましたように、楽しかったというだけではいけなくて、そこで何かを学びとってくるような、そういう形に。もう少し教育委員会も時間をかけてかかわって、内容その他等、向こうでの活動についても少し目を光らせていただきたいと。ますます繁栄していただければいいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これもお願いです。

入野教育長

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

小林委員

今の渡邊委員のご発言と重なる部分もあるのですけれども、やはり私は今回対象学年を 4 年生に引き下げたということでほぼ倍増したということは、今後の運営について、さまざま大きな重要な視点ではないかなと思っています。

宿泊行事、いわゆる学校教育で、学校主体でやるとなると、さまざまなハードルがあるかと思うのですけれども、通常、中野区の場合は 5 年、6 年の宿泊でしたけれども、他の地区によってはもう 4 年生から公立学校で全員が学校主体での学校行事として、宿泊行事をやっているというケースもあります。これはいろいろ今、ハードルがあるということで、教員の勤務の問題とか負担がどうかという、そういう側面も十分考慮しなければいけないわけですが、こと教育効果というか指導効果ということを考えたときに、中野区の子どもたちをより良く育てていくためには、非常に大きなポイントになるのかなと私は思っています。

それから必ずしも4年生がどこ、5年生がどこ、6年生がどこではなくて、学年を超えて宿泊をさせるとか、そういう柔軟な発想を考えていく。場合によっては中学生と一緒にやるとか、小・中連携教育が本区ではずっと基本的なスタンスとしてあるわけです。ですから教育課程そのものをもっと柔軟に小と中の壁を越えてやっていくという、そういうことを事務局が少し発想を持って、すぐにやるということは難しいかもしれませんが、ぜひ検討して進めていくことも大事ではないかなとは思っています。

個別具体的な提案ではないですけども、私自身も自分の、親としての経験からも、やはり子どもにとっての宿泊体験というのは、非常に大きい側面があるのではないかなとは思っていますので、ぜひ考えてみていただければなと思います。

入野教育長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

今年は伊藤委員と一緒に視察させていただきましたが、他の委員も今までに視察はしていただいておりますので、4年生が入りまして、活動の方法ですとか内容も変えていかなければいけない部分もあると思いますので、あわせて今のご意見を参考に、また来年度に向けて考えてまいりたいと思います。

小林委員

私、お話ししようと思って一つ抜かしてしまっただけなのですが、いろいろ契約をして、そういった運営そのものをしていただいているということなのですが、先ほど学校ボランティアという話もありましたけれども、例えば私の本務校は体育大学なのですが、ライフセービングというサークルというか部活動があるのですが、そういったところと提携したりとか、これはまさにギブ・アンド・テイクの関係で、そういうことも視野に入れてみてもおもしろいかもしれません。

ライフセービングというのは、命を守るとかささまざまな点から子どもたちにとって非常に有効な活動をしていますので、そういった視点からの連携も、今後検討材料に入れていただければなと思います。

以上です。

入野教育長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局から次回開催についてご報告願います。

子ども・教育政策課長

次回の開催につきましては、9月6日金曜日10時から当教育委員会室にて予定してございます。

入野教育長

次週は小学校長会との意見交換会ということで、教育委員が会議を開きますのは、9月6日が次回ということになります。どうぞよろしく願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、教育委員会第23回定例会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

午後10時40分閉会